

# 農薬使用基準

## 遵守義務

(罰則を伴う基準)

### 1 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

★適用作物への使用

★使用量又は濃度の範囲内

★使用時期

★総使用回数範囲内

2 以下の者は農薬使用計画を毎年度農林水産大臣に提出

★くん蒸農薬使用者

★航空散布の農薬使用者

★ゴルフ場の農薬使用者

## 努力規定

1 有効期限切れ農薬を使用しない。

2 農薬を使用した日や場所、農薬の種類や量を記帳する。

3 航空散布や住宅地周辺での散布で、農薬が飛散しないようにする。

4 水田で使用する農薬の止水期間を守る。

5 土壌くん蒸剤の被覆期間を守り揮散防止をする。